

第4章 居住誘導区域

居住誘導区域の設定

■居住誘導区域（法定区域）

- ・まちなか地区、鉄道沿線地区、一般居住地区を、都市基盤ストックを活かした生活利便性の高い市街地において一定の人口密度を保つ区域として、居住誘導区域に設定します。

■居住環境再構築区域（市独自区域）

- ・まちなか地区、鉄道沿線地区を居住環境再構築区域に位置づけ、既存の都市基盤や鉄軌道などのストックを有効に活用しながら、居住環境の再構築に取り組んでいきます。

